

## 山形県朝日少年自然の家利用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、教育機関の組織及び運営に関する規則（以下「規則」という。）第63条の規定に基づき、山形県朝日少年自然の家（以下「朝日少年自然の家」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (許可申請)

第2条 朝日少年自然の家の利用許可を受けようとする者は、山形県朝日少年自然の家利用許可申請書（以下「申請書」という。）を指定管理者の施設責任者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出の時期は、利用を開始しようとする日の1か月前までとする。ただし、これによりがたいと指定管理者が特に認める場合にあっては、この限りではない。

### (利用の許可等)

第3条 指定管理者は、申請書の内容を審査のうえ、利用の目的及び施設・設備の状況等を勘案して利用の可否を決定する。この場合において、指定管理者は、研修計画について、審査に必要な書類等の提出を求め、指導及び助言を行うことができる。

2 指定管理者は、利用を許可する場合は、利用許可書を申請者に交付するものとし、利用を許可しない場合は、理由を付して当該申請者にその旨を通知するものとする。  
3 利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、利用料金を免除された場合を除き、指定管理者の指示するところにより利用料金を納入しなければならない。

### (利用料金の免除)

第4条 利用料金の免除を受けようとする者は、利用料金免除申請書を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

### (禁止事項)

第5条 利用者は、許可に係る目的以外の目的に利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

2 朝日少年自然の家においては、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。  
(1) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治的教育その他の政治的活動  
(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教的教育その他の宗教的活動  
(3) 専ら営利を目的とする活動  
(4) 善良な風俗をみだす活動、又はそのおそれがある活動  
(5) 集団的又は常習的に暴力行為又は不法行為を行う団体の利益となる活動、又はそのおそれがある団体の利益となる活動  
(6) 施設又は備付けの物件をき損するおそれがある活動  
(7) 危険物等を使用する活動、又は災害発生のおそれがある活動

(利用申請の変更等)

第6条 利用者は、利用を取り消し、又は申請書の内容を変更しようとするときは、速やかに指定管理者に申し出なければならない。

(宿泊を伴う利用者の入退所等)

第7条 宿泊を伴う利用者の入退所時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。

2 前項の入所の際、利用者は朝日少年自然の家の利用に関するオリエンテーションを受けるものとする。

(職員の指導及び助言)

第8条 朝日少年自然の家の職員は、朝日少年自然の家の利用に関し、利用者に指導及び助言を与えることができる。

(宿泊室等の清潔保持)

第9条 利用者は、宿泊室、研修室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理整顿に努めるものとする。

(実費負担等)

第10条 次に掲げる経費は、利用者の実費負担とする。

- (1) 食費
- (2) シーツ及び枕カバー等貸与品の洗濯費
- (3) 教材費

(休館日等)

第11条 朝日少年自然の家の休館日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 毎月の第3日曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日（7月にあるものに限る。）の前日を除く。第4号において同じ。）
- (4) 月曜日（毎月の第3日曜日の翌日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものに限る。）及び4月30日から5月2日までの日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて臨時に開所し、又は休所することができる。

(諸規則の遵守等)

第12条 利用者は、朝日少年自然の家の諸規則を守り、他の利用者等に迷惑となる行為を行ってはならない。

2 指定管理者は、この規定に違反した者に対して退所を命じ、又は必要な措置を講ずることができる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、所長又は指定管理者がそれぞれの所掌事務に関して別に定める。

附 則

この規程は令和元年8月1日から施行する。